

令和4年8月22日

発 言 者	発 言 要 旨
【請願 19 号の審査】	
高橋（淳）委員	ALPS処理水の海洋放出については、請願の提出当時と状況が変化しており、現状をしっかりと把握する必要があると感じている。一方で、漁業者などからは風評被害を心配する声があるため、当請願については採択すべきと考える。
渡辺委員	国は、平成27年に関係者の理解なしに放出を進めないと言っていたにもかかわらず、対応が不十分であるという意見が宮城県の漁協などから出ているとの報道がある。また、研究団体等が放出方法に関する技術的な提言を行っているにもかかわらず、国で検討がなされていないと聞いている。こうしたことから、当請願は採択すべきと考える。
渋間副委員長	請願の提出当時と状況が変わってきている。また、県は、風評被害対策を行っていくべきという立場である。安全性が周知されれば、今後さらに状況が変わっていくと考えられるので、継続審査とすべきと考える。
青木委員	基本的には採択すべきものと考えているが、現在放出に向けて計画が進んでいる状況や関係者の理解が得られていない状況などを踏まえ、慎重に検討すべきと考える。 ⇒継続審査に決定
【請願 23 号の審査】	
渡辺委員	人の名前は個人の尊厳に関わるものであり、結婚を機にどちらかの姓に変更しなければならないということは、個人の尊厳を侵害し、変更する側に負担を強いる状況となっている。 国連からは別姓に関連する民法の規定の廃止を勧告されているほか、平成8年には法制審議会が民法の改正を答申しているにもかかわらず、それから四半世紀が経過している。その間、世界各国では、同姓が義務づけられた国はなくなり、現在は日本のみとなっている。ぜひ採択すべきと考える。
青木委員	選択的夫婦別姓の導入を認めるべきであり、採択すべきと考える。
渋間副委員長	選択できるとされているが、法律上関係性がばらばらになってしまうため、同姓が良いという方も影響を受けてしまう。この点の理解が進んでいないため、拙速に議論を進めるべきではなく、私としては採択すべきでないという立場だが、継続審査とすべきと考える。
渡辺委員	関係性がばらばらになるというのは、家としての一体感がなくなるという意味なのか。今の暮らしにどのような影響があるのか。現代の家庭には多様性があり、人それぞれの考えで家庭を築いており、別姓を採用している外国でも、それぞれ様々な形態で家族を営み、人生を豊かに送っている。よって、ぜひ採択すべきである。

発 言 者	発 言 要 旨
<p>小野委員</p> <p>渡辺委員</p> <p>小野委員</p> <p>高橋（淳）委員</p>	<p>夫婦別姓の必要性は何か。</p> <p>様々な考えがあるが、例えば、仕事や研究でキャリアを積んできた方が、姓が変わることで、これまでの業績が見えにくくなってしまったり、長男・長女同士が結婚する際に、それぞれの姓を継ぎたいために、事実婚を選択するなどの弊害がある。</p> <p>色々な考え方があるとは思う。ただ、家庭内で親の姓が違う場合に、子どもの生き方や考え方、思想などにどのような影響があるかなど、分からない部分も多くある。制度の導入を前提に議論を進めるのではなく、自然に理解が広がるためにも時間が必要であり、継続審査とすべきと考える。</p> <p>個人としては採択すべきでないと考えているが、選択的夫婦別姓は税制や相続などをはじめ、行政全般に影響が出てくるものであるほか、家族の一体感に関する考え方も分かれている状況であり、慎重に議論すべきであることから、継続審査とすべきと考える。 ⇒継続審査に決定</p>
<p>【請願 25 号の審査】</p> <p>渋間副委員長</p>	<p>請願内容については既に国で対応しており、今後の状況を見ていくべきであることから継続審査としてはどうか。 ⇒継続審査に決定</p>
<p>【請願 34 号の審査】</p> <p>渡辺委員</p> <p>渋間副委員長</p>	<p>土砂の採取を予定している地域には遺骨等はないとの話もあるが、採取場所が明確に決まっていないことによる不安が遺族の方などにある。また、戦没者遺骨収集推進法では令和6年までが集中実施期間となっており、沖縄県南部では、まだ調査が完了していない。これらを踏まえると、関係者の思いは当然であるので、採択すべきと考える。</p> <p>今年3月に沖縄県で視察をしてきた。激戦地は沖縄県南部であったが、土砂採取は北部で行っている。また、土砂採取は民間事業者が行うが、採取場所については、防衛省が指示していると聞いた。また、土砂採取は岩から削り取って行っているとのことであり、そうしたところに遺骨等があるとは考えにくい。継続審査とすべきと考える。 ⇒継続審査に決定</p>
<p>【請願 38 号の審査】</p> <p>青木委員</p> <p>医療政策課長</p>	<p>10月以降の処遇改善について、どのような動きとなっているか。</p> <p>看護職員の処遇改善について、国の方針では、令和4年10月以降、診療報酬の改定により対応するとされている。また、8月10日に開催された中央社会保険医療協議会総会において、地域で一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、10月以降の収入を3%程度、月額で1万2,000円程度引き上げるための仕組みとして、看護職員処遇改善評価料を新設するとの答申がなされた。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
青木委員	報道によると、今後、細部を厚生労働省で精査のうえ、10月に施行される予定であり、県としては、引き続き、動向を注視していきたい。
渡辺委員	10月以降の方向性も固まりつつあることから、今の時点でしっかりと地方の意思表示をすべきであり、採択すべきと考える。
高橋（淳）委員	採択すべきであると考え。ケア労働者の処遇を改善することが、社会保障の向上につながると同時に、地域経済にとっても大きな利点になると考える。
高橋（淳）委員	10月以降の看護職の処遇改善についても一部の看護師のみの改善であり、保育・介護を含めて、さらに手厚い処遇改善が必要である。
高橋（淳）委員	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
健康福祉部長	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
健康福祉部長	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
健康福祉部長	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
健康福祉部長	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
健康福祉部長	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
健康福祉部長	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
健康福祉部長	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
健康福祉部長	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
健康福祉部長	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
健康福祉部長	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
健康福祉部長	現場からは、現在の処遇改善の内容では不公平であるとの意見を聞いている。今のタイミングで意見を伝える必要があるので、採択すべきと考える。
【所管事項に関する質問】	
伊藤委員	新庄市の特定非営利活動法人くれよんはうすの虐待事案について、新庄市に通報がなされたとのことだが、県には報告があったのか。
障がい福祉課長	時系列的には、障がい者福祉施設で虐待が発生した場合、利用者が居住する市町村に通報が入り、市町村が調査を行い、その結果、虐待の事実が認定されれば、県に報告がなされる。
障がい福祉課長	今回は、令和3年9月に新庄市に虐待の通報があり、新庄市の調査後、3年11月に県に対して新庄市から虐待認定の報告があった。
伊藤委員	最上学園の虐待事案を契機とした研修や情報共有が行われていたにもかかわらず、今回、利用者の通報により虐待事案が判明したことは、取組みの効果が薄かったと考えるが、県の認識はどうか。
障がい福祉課長	県では、障がい者福祉施設に対する研修を毎年度実施するほか、虐待を目撃した場合に、職員による市町村への通報を促すパンフレットやチラシ等を配布してきたが、施設の職員に対する周知が十分でなかったと認識している。
障がい福祉課長	今年度は、コロナ禍ということもあり動画配信形式ではあるが、職員研修を検

発 言 者	発 言 要 旨
伊藤委員	<p>討しており、再発防止に努めていきたい。</p> <p>どのようなものが虐待にあたるのかについて、施設利用者やその家族からも知ってもらふ必要があると考えるがどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>今後、虐待に関するパンフレットを作成する。</p> <p>今回の事案に関しては、保護者に対して、法人が昨年11月に緊急保護者会を開催して当事案を報告したほか、今年6月に当事案をまとめた文書を配布して謝罪をしたと聞いている。</p>
伊藤委員	<p>今回の事案により、同法人の経営が悪化し、現在の利用者の行き場がなくなることはあってはならない。県からは、運営面に対しても適切な助言や指導をお願いしたい。</p>
障がい福祉課長	<p>利用者の方々は引き続き同施設を利用していると聞いている。引き続き、運営面も含めて指導していきたい。</p>
小野委員	<p>県内の未就園児の状況はどうか。</p>
子ども保育支援課長	<p>令和3年度の就学前児童数は4万1,941人であり、そのうち、保育所等の何らかの施設に通っている児童は3万3,768人、未就園児は8,173人である。また、未就園児のうち、0歳児から2歳児までが7,897人であり、96.6%を占めている。</p>
小野委員	<p>来年度からこども家庭庁が発足し、未就園児についても同庁が状況把握等を行っていくと思うが、県ではどう対応することになるのか。</p>
子ども保育支援課長	<p>家庭での保育状況については、市町村と連携して状況把握していくことになる。</p>
小野委員	<p>子どもの数の減少もあり、定員割れする保育所等が出てきているが、県ではどのように考えるのか。</p>
子ども保育支援課長	<p>国では、少子化を見据えて、保育所等に子育て相談の機能や子育て支援機能を持たせるなど、保育所等の地域でのあり方を検討していることから、国の動向を注視していきたい。</p>
小野委員	<p>8月24日に第1回目の西村山地域医療提供体制検討会が開催されるが、今後どのように検討が進んでいくのか。</p>
医療政策課長	<p>1回目は、西村山地域の医療提供体制の現状と課題等について共通の認識を持ち、今後の同地域の医療提供体制のあるべき姿について、各首長から意見交換してもらおう。今後は、必ずしも確定しているものではないが、今年度中に会議を複数回開催し、医療提供体制の方向性について合意できるよう、意見交換を行っていく。その先、どのような組織を立ち上げて検討を進めていくのかについては、現段階では未定である。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
渡辺委員 女性・若者推進課長	<p>やまがた女性のつながりサポート事業の実績、利用者の声はどうか。また、市町村の取組状況は県で把握しているのか。</p> <p>県男女共同参画センター「チェリア」がオンラインで実施するところの相談については、昨年8月末から今年3月末まで実施し、14件の相談があった。内容としては、40代女性からの心や人間関係に係る相談が大半を占めていた。</p> <p>NPO等の民間団体による、女性のつながり作りを目的とした交流スペースの設置については、昨年11月から今年3月まで実施し、27のNPO等の民間団体が支援に参画し、交流スペースの利用者は延べ428人、イベント等への参加者は延べ857人であった。</p> <p>生理用品の無償提供については、NPO等の民間団体に対して9,648パック、総合支庁等の県関係機関19機関に対して1,553パック、県立・私立学校78校に対して4,968パックを配布した。</p> <p>利用者からは、「悩みを話せる友人がいない」、「相談先がわからなかった」等、新型コロナにより不安感や閉塞感を抱く声や人とのつながりを求める声があったほか、「コロナ禍ではストレスが溜まるため、オンラインイベント等に参加できてありがたい」、「生理用品は毎月必要なため助かる」といった声があった。</p> <p>また、市町村の取組状況としては、生理用品の無償提供を実施する市町村は、昨年度は6市町、今年度は11市町である。</p>
渡辺委員	<p>現在は、チェリアや市町村、NPO等、様々な主体が取り組んでいるが、それぞれの情報を集約して、さらに活動を広げていってほしいと考えるがどうか。</p>
女性・若者活躍推進課長	<p>今後も情報交換や連携をしながら、利用者に寄り添った必要な支援ができるように努めていきたい。</p>
渡辺委員	<p>現在、新型コロナの感染が拡大している状況にあり、県では新たな対応を先日19日に発表した。本日の常任委員会でも説明すべきだったと考えるがどうか。</p> <p>また、対応の一つとして、9月から陽性者登録センターの設置が発表されたが、軽症者の容態が急変した際に、しっかりと医療機関の診察を受けられるように、県民への周知等を徹底してほしいと考えるがどうか。</p>
健康福祉部長	<p>常任委員会における情報提供については、対策本部の事務局である防災くらし安心部とも調整して、今後適切に対応したい。</p> <p>また、軽症者については、限りある医療資源をリスクの高い方に円滑に届けるため、オミクロン株が重症化しにくいことも踏まえ、自宅療養の協力をお願いしているところである。容態が悪化した場合には受診してほしいと考えており、その点については適切に伝わるように情報発信していきたい。</p>
青木委員	<p>法律的な定義は定まっていないと認識しているが、ヤングケアラーはどのような子どものことを言うのか。また、県内には、ヤングケアラーはどの程度いるのか。</p>
子ども家庭支援課長	<p>厚生労働省と文部科学省が令和2年度に実態調査を実施した際の定義では、「本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行ってい</p>

発 言 者	発 言 要 旨
青木委員	<p>ることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」とされている。また、厚生労働省のホームページでは、「一般に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」と規定されており、週何回や1日何時間といった負担の強度は示されていない。</p> <p>一方で、数値的な基準がないことから、ヤングケアラーを把握するにあたっては対象を広めに考えることになり、把握から漏れてしまう懸念は少なくなるとも考えている。</p> <p>県内のヤングケアラーの人数については、虐待等により保護や支援が必要な児童や家庭に対する相談・見守り等を行っている各市町村の要保護児童地域対策協議会からの聞き取りによると、令和4年5月末時点で39人が把握されている。</p> <p>今年度の新規事業で、ヤングケアラーの発見・支援に関する研修を実施するとされているが、今後対策をどのように進めていくのか。</p>
子ども家庭支援課長	<p>ヤングケアラーに関する事業については、当初予算で10万円を計上しており、福祉・介護・教育等の分野の関係者を広く対象とし、これまで進んでいなかったヤングケアラーに対する理解や知識を得てもらうことを目的に、今後実施する予定である。</p> <p>ヤングケアラー対策としては、ヤングケアラー自身に対してではなく、ヤングケアラーにケアされている方を、どのように適切な支援が受けられる場所につないでいくかが重要と考えており、そのような観点で、研修会を実施していきたいと考えている。</p>
青木委員	<p>報道によると、山形県のヤングケアラーに係る予算規模は東北の他県と比べてかなり小さく、そのうえ、今年度予定している研修も未実施の状況では問題である。対策を早急に進めていくべきではないか。</p>
子ども家庭支援課長	<p>ヤングケアラー支援の中心となる要保護児童地域対策協議会の担当者に対しては、年度初めに実施が求められる別の研修等があるため、ヤングケアラー対策に向けた研修が未実施となっているという事情がある。対策の進捗が遅いという指摘については真摯に受け止め、今後しっかりと進めていきたい。</p>
高橋（淳）委員	<p>新型コロナの自宅療養者に対する食料支援の現状と課題はどうか。</p>
医療政策課長	<p>県では、軽症又は無症状の方が自宅療養する場合に、レトルト食品等の食料品やティッシュ等の日用品を配送する支援を行っている。また、感染者数の増加を受け、8月1日から受付業務を業者委託としたほか、物資の調達業者を1社から複数社とすることにより、体制の強化を図っている。</p> <p>配送実績としては、6月が約2,600箱、7月が約5,800箱、食料支援に係るコールセンター開設後の8月が19日時点で約1万6,000箱と非常に増加している。</p> <p>配送状況としては、基本的には、コールセンターへの申込翌日の配送を原則としているが、感染者の急激な増加に伴い、午後3時頃までの申込みであれば翌日配送、それ以降であれば翌々日となる場合があると業者から聞いている。また、申込受付は土日も行っているが、日曜日の配送は行っていないため、申込みの夕</p>

